

議案第 9 9 号

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年守谷市条例第 1 9 号）を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 1 2 月 3 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
例の一部を改正する条例

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年守谷市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」を「同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由（議案第 9 9 号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の引用の表記を変更するものです。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、健康診断の全部又は一部を行わないことができる要件が追加されたことから、併せて改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改 正	現 行
(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u>の結果を把握しなければならない。 【別記1 参照】 3及び4 (略)	(虐待等の禁止) 第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u> _____ に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第18条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u> _____ が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> (新設) 3及び4 (略)

【別記 1】

児童相談所等における乳児又は幼児（利用乳幼児に対する利用開始時の健康 以下「乳幼児」という。）の利用開始前 の健康診断	診断
乳幼児に対する健康診査	利用乳幼児に対する利用開始時の健康 診断、定期の健康診断又は臨時の健康 診断